

品川区子ども・子育て支援事業計画

(骨 子 案)

平成 25 年 11 月

品 川 区

目次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の策定体制	
第2章 計画の基本的な考え方	2
1 基本方針	
2 基本施策	
第3章 品川の子ども・子育ての現状と計画	4
1 人口と出生の現状	
2 子育て支援の現状	
第4章 計画の策定（基本事項）	10
1 教育・保育提供区域の設定	
2 幼児期の学校教育・保育	
3 地域子ども・子育て支援事業	
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容	
第5章 計画の策定（その他の事項）	18
1 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	
2 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する東京都との連携	
3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	
第6章 計画の推進	19
1 計画の推進体制	
2 進捗状況の管理	

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。この環境の変化に対応するため、子育てをしやすい環境の整備を行い、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指す必要があります。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から本格的にスタートするにあたり、区市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

品川区では、平成17年に「品川区次世代育成支援対策推進行動計画（前期）」を、平成22年に「品川区次世代育成支援対策推進行動計画（後期）」を策定し、子育て支援施策や保育・教育事業の充実をはかってきました。また平成21年に策定された「品川区長期基本計画」においても「未来を創る子育て・教育都市」を都市像に掲げています。特に、保幼小連携の取組を進めるなど、全国的に見ても先進的な施策を展開しています。また、平成25年度に行った長期基本計画の中間見直しにおいても、待機児童対策の推進を個別施策に位置づけるとともに、基本方針に「子育て、親育ちを支援する」として、総合的な子育て施策を推進しています。（現在、中間見直しの検討中のため、修正が必要な場合もあります。）

この度作成する品川区の「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援の取組を一層促進するために策定するものです。この計画では、学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めることで、保育・教育事業に対する区民のニーズに応えていくための体制づくりを進めていきます。

2 計画の位置づけ

（1）法的位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）と「子ども・子育て支援の意義に関する事項」を踏まえ、同法第61条を根拠に同法第77条第1項で設置している「品川区子ども・子育て会議」で委員の意見を聴取して策定していきます。また、当会議は「品川区次世代育成支援対策推進協議会」も兼ねています。協議会は、「次世代育成支援対策推進行動計画」の策定と推進のために設置されたもので、品川区では平成16年に設置し、前期と後期の計画の策定と推進を担ってきました。

（2）関連計画との関係

この計画は、品川区基本構想・品川区長期基本計画の部門別計画であり、品川区の関連する障害福祉計画等の諸計画との整合性を保ちながら策定していきます。また、計画は次世代育成支援対策行動計画の後継としても位置づけられています。

3 計画の期間

この計画は、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とし、平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間を一期として策定します。なお、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても、各年度ごとに点検・評価をしていきます。

4 計画の策定体制

この計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「品川区子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行います。当会議は、品川区内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されております。会議は、区における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

第2章 計画の基本的な考え方

計画の策定にあたって、品川区長期基本計画および次世代育成支援対策推進行動計画を踏まえ、策定してまいります。

【参考】＜長期基本計画＞

1 基本方針

子育て、親育ちを支援する

子育てを巡る環境が変化する中、子育ての第一義的責任は親（保護者）にあることを前提とし、子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支え、子どもと子育てを支援する地域社会を構築します。家庭における子育てと多様な就労を支える保育サービスを多面的にとらえる子育て支援策の充実を図ります。

2 基本施策

○親と子がともに学び・育つ環境をつくる

親育ちを総合的、計画的に支援をし、親と子がともに学び、育つ環境を整備します。

（個別施策）

- ①子育ての自覚と責任をもつ“親育ち”の促進
- ②子どもの心と体の育成支援体制の充実

○子育て力のある地域社会をつくる

子育てを支える地域社会の結びつき等が希薄になりがちな社会状況で、地域の多世代、多様な主体の参加を促して、子育て力のある地域社会をつくります。

（個別施策）

- ①地域の子育て支援人材の育成と活動支援
- ②保護が必要な子どもと家庭への支援

○子育て支援・教育機能を拡充・強化する

子育てが孤立化しないように子育て家庭全体を支援します。子育て家庭の経済的負担の軽減や就学前の子どもに対する質の高い乳幼児の教育環境の充実を図ります。

(個別施策)

- ①子育て支援に伴う総合調整および相談の強化
- ②待機児童対策の推進
- ③在宅子育て支援拠点の充実
- ④乳幼児教育の充実
- ⑤保育園・幼稚園における特別支援教育の充実
- ⑥子育て家庭の経済的負担の軽減

【参考】＜次世代育成対策推進行動計画（後期計画）＞

1 基本理念

まち

地域で支えあい 次世代を育む都市“しながわ”

2 基本的な視点

- ① 保育や幼児教育などの子育ち環境が子どもの視点に立った施策展開となるよう充実を図る。
- ② 地域の子育て力を向上させる事業を、区と区民との協働により、地域の各世代の参画と支えあいを基礎として展開する。
- ③ 乳幼児から青少年への成長の連続性に配慮し、円滑な接続を目指した事業の体系化を図る。
- ④ 就労との両立支援と楽しい子育ての実現を目指して、区内事業所の協力を促しワーク・ライフ・バランスの推進を図る。
- ⑤ 都市部の特殊性に配慮し、親としての体験の機会を拡大するなど親育ち支援の充実に取り組む。

3 基本目標

- ① だれもが安心して生み育てることができる子育て環境づくり
- ② すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ちの環境づくり
- ③ 区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり。

第3章 品川区の子ども・子育ての現状と計画

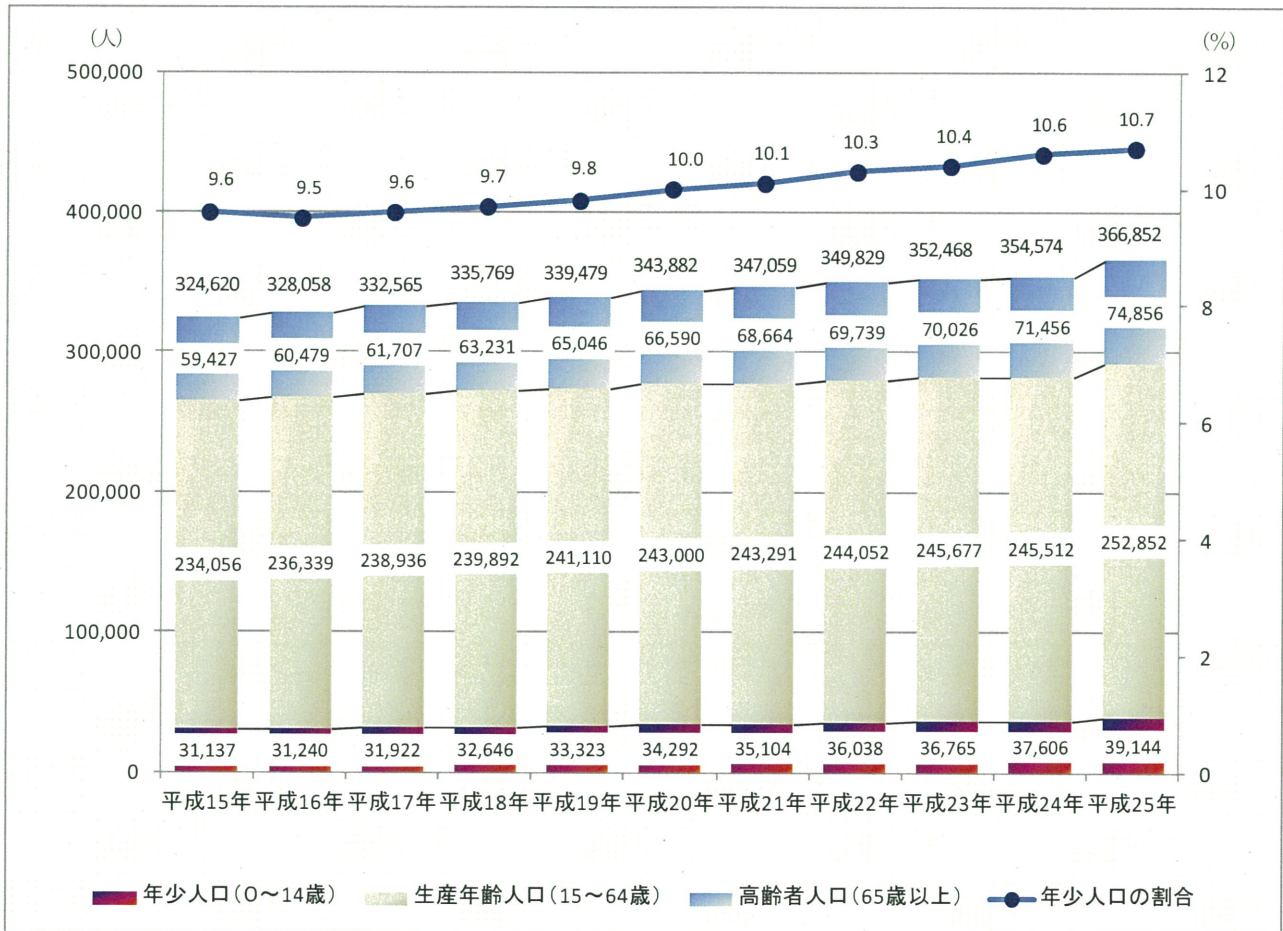
1 人口と出生の現状

区人口の推移や出生の状況、就学前人口の平成31年度までの年度別推計(年齢別)などを掲載します。

①年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合

品川区の年少人口は増加傾向にあり、平成25年には39,144人となっています。総人口に占める割合も上昇傾向にあり、平成25年には10.7%となっています。

図1-1 年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合



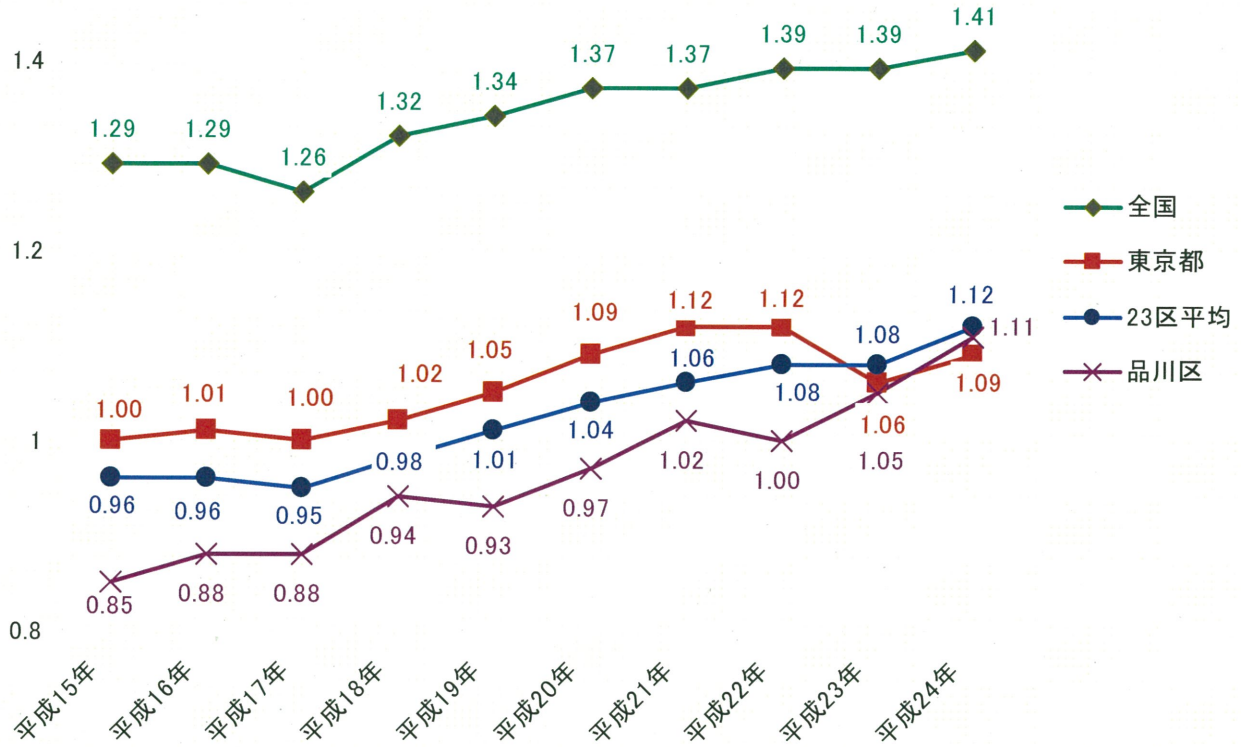
(品川区住民基本台帳：各年4月の人口)

※ 住民基本台帳法の一部改正に伴い、平成25年は外国人が含まれます。

②合計特殊出生率の推移

品川区の合計特殊出生率は全国や東京都の水準を下回って推移してきましたが、概ね上昇傾向にあります。平成24年には1.11で平成15年に比べて0.26ポイント上昇し、都の値を上回りました。

図1-2 合計特殊出生率の推移

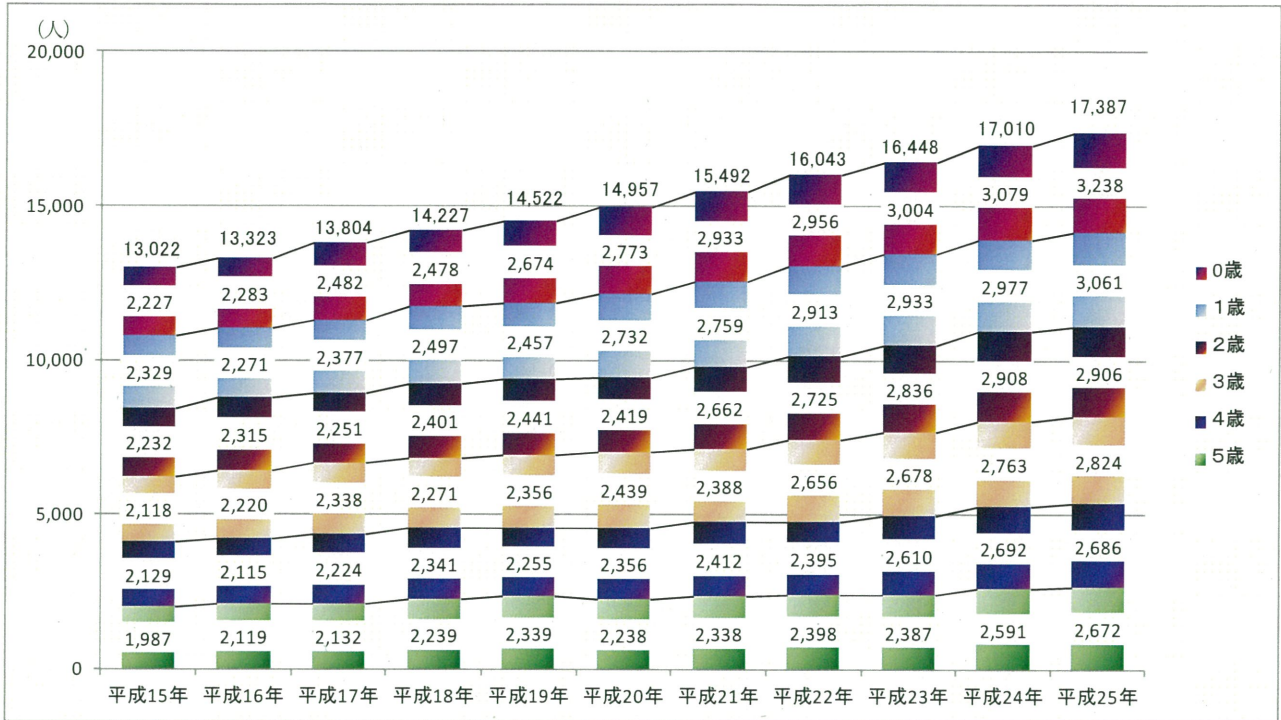


東京都福祉保健局（人口動態統計）

③就学前人口の推移

品川区の就学前人口の年齢別推移を見ると、就学前人口は増加傾向にあり、平成15年から25年の11年間で36.5%増加しています。

図1-3 就学前人口の年齢別推移

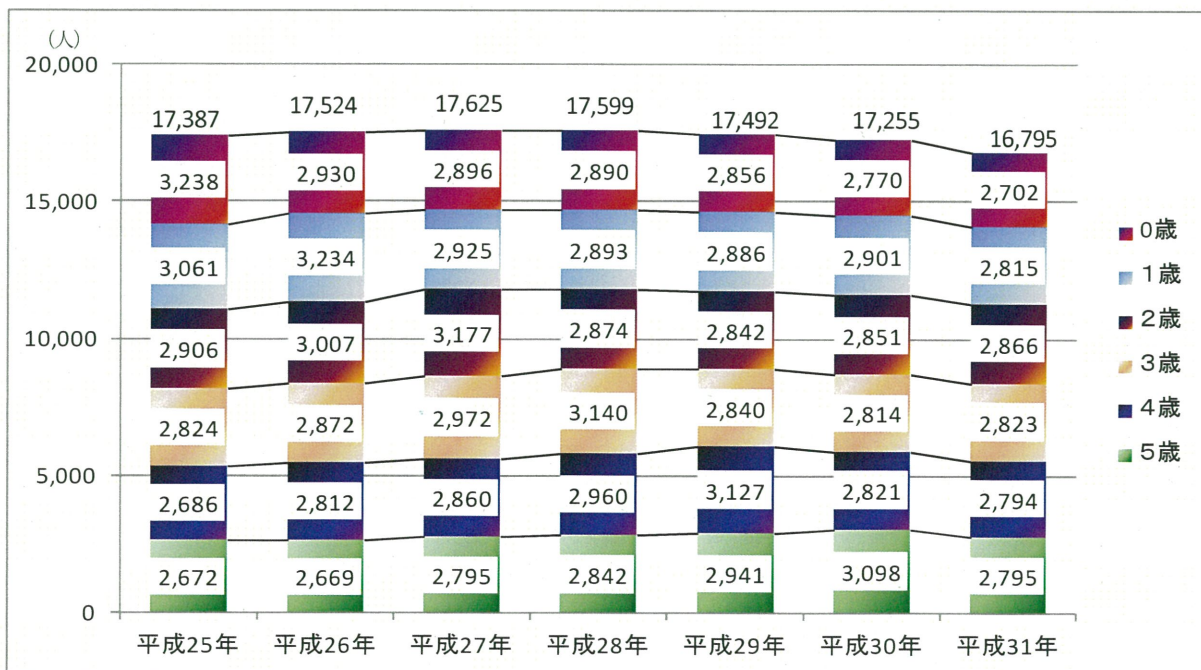


(品川区住民基本台帳：各年4月1日の人口) ※平成25年は外国人を含まない。

④就学前人口の年齢別推計

品川区の就学前人口の年齢別推計を見ると、就学前人口は平成27年をピークに増加から減少に転じ、平成31年には16,795人になると推測されています。

図1-4 就学前人口の年齢別推計



(保育課資料：平成25年4月1日現在の住民基本台帳人口を基準人口とした。) *外国人を含まない。

2 子育て支援の現状

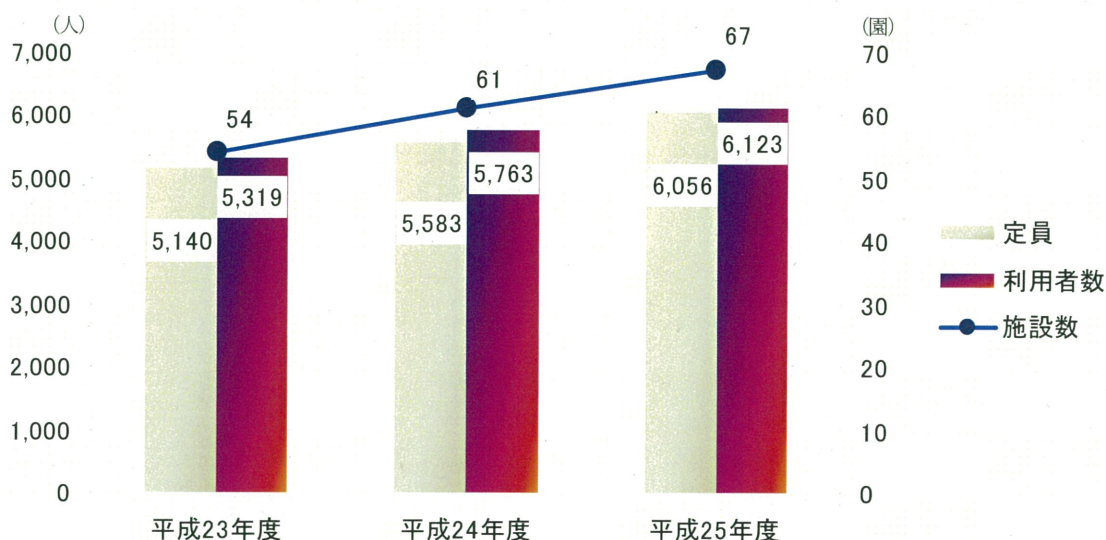
(1) 教育・保育施設の現状

(各年4月1日現在・幼稚園のみ5月1日現在)

①認可保育園の定員・利用者数・施設数

品川区の認可保育園は、平成24年度に7園、平成25年度に6園増加して、67園となっています。平成23年度から平成25年度に、定員数は916人増えて6,056人に、利用者数は804人増えて6,123人に増加しています。(定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数)

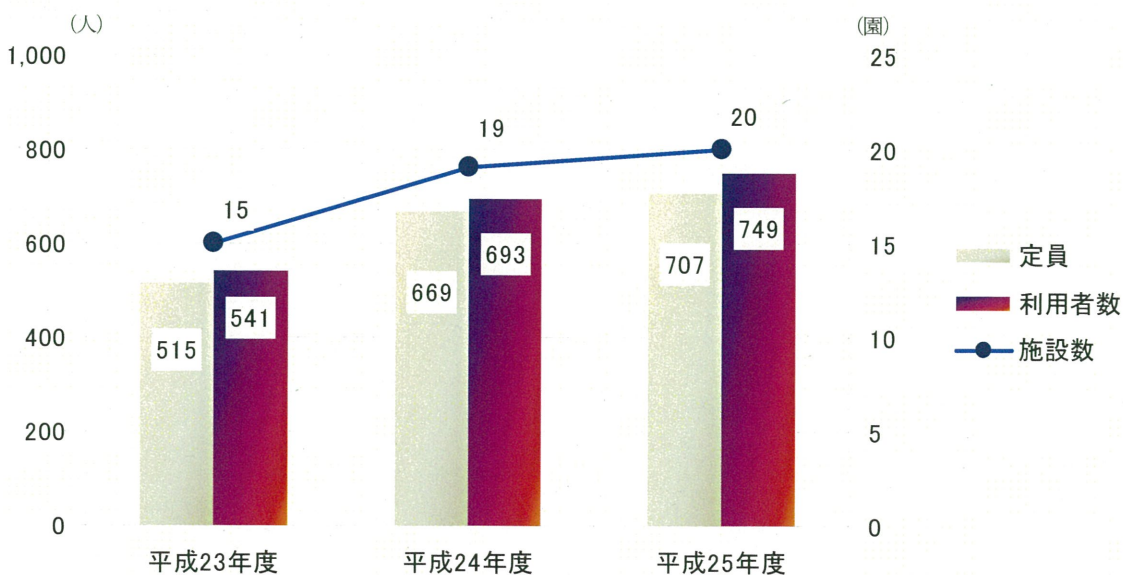
図2-1 認可保育園の定員・利用者数・施設数



②認証保育所の定員・利用者数・施設数

品川区の認証保育所は、平成24年度に4園、平成25年度に1園増加して、20園となっています。平成23年度から平成25年度に、定員数は192人増えて707人に、利用者数は208人増えて749人に増加しています。

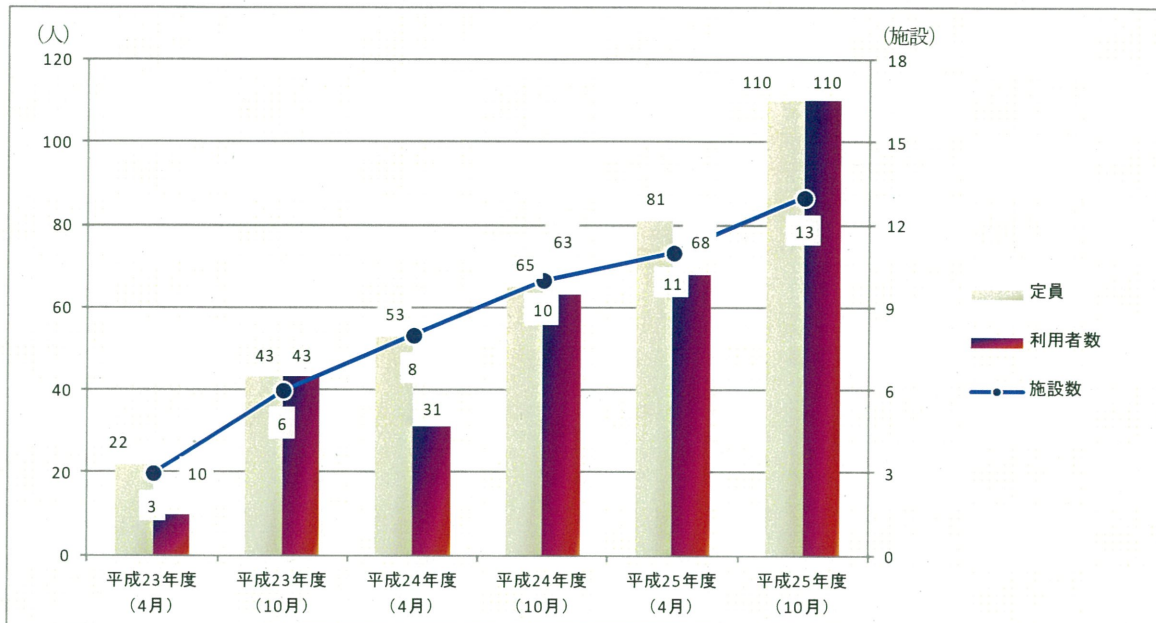
図2-2 認証保育所の定員・利用者数・施設数



③家庭的保育事業（保育ママ）の定員・利用者数・施設数

品川区の保育ママの実施箇所は、平成24年度に5施設、平成25年度に3施設増加して、11施設となっています。平成23年度から平成25年度に、定員数は59人増えて81人に、利用者数は58人増えて68人に増加しています。

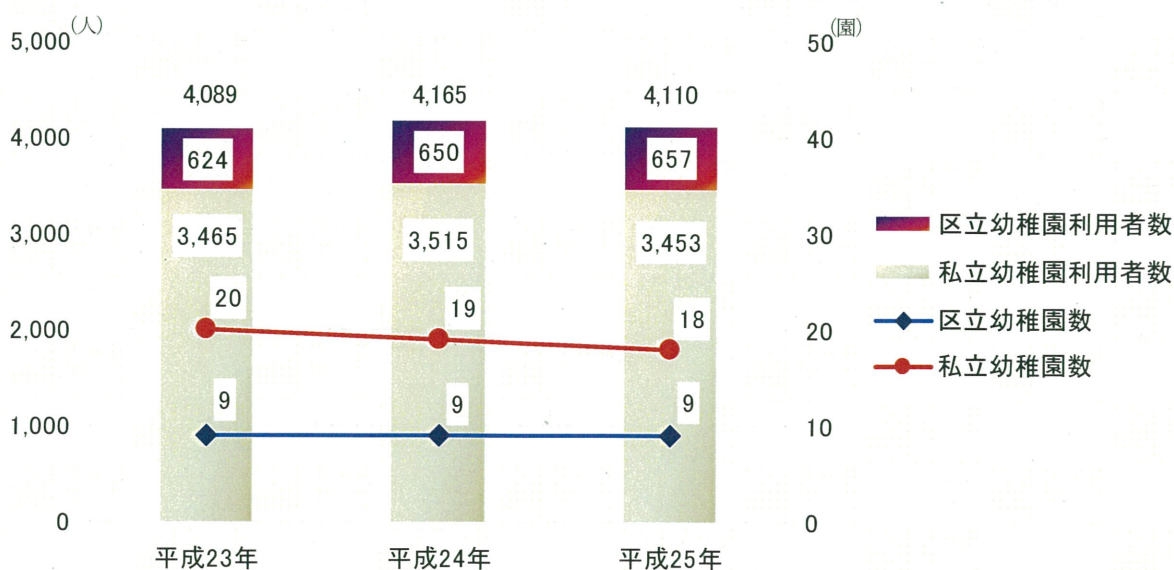
図2-3 保育ママの定員・利用者数・施設数



④幼稚園の施設数・利用者数

品川区の幼稚園は、平成24年に私立幼稚園が1園減って19園となっています。利用者数は、区立幼稚園ではやや増加傾向にあり、平成25年には657人となっています。私立幼稚園では平成25年にやや減って3,261人となっています。

図2-4 幼稚園の施設数・利用者数



⑤教育・保育施設の利用の推移（認可保育園・認証保育所・家庭的保育事業・幼稚園）

教育・保育施設の利用の推移を見ると、定員率（0～5歳児の人口に占める定員の割合）、利用率（0～5歳児の人口に占める区民利用者の割合）ともに上昇傾向にあります。また、認可保育園への申込み数も上昇傾向にあります。待機児童数は平成21年をピークに減少傾向にありましたが、平成25年にはやや増えて62人となっています。

表1-1 教育・保育施設の利用の推移（全体）（人）

年度 (平成)	0～5歳児 の人口(A)	区内施設 定員(B)	区民利用者 計(C)	区内施設 定員率 (B) / (A)	利用率 (C) / (A)	認可保育園 申込み者数	待機児童数
20	14,957	8,497	8,623	56.8%	57.7%	1,515	115
21	15,492	8,695	8,937	56.1%	57.7%	1,544	123
22	16,043	9,147	9,480	57.0%	59.1%	1,771	66
23	16,448	9,766	9,952	59.4%	60.5%	1,688	61
24	17,010	10,470	10,652	61.6%	62.6%	1,865	50
25	17,776	10,954	11,050	61.6%	62.2%	2,021	62

*定員は区内施設の定員。ただし、幼稚園は在園児数で把握。

*区民利用者は区内および区外施設の区民の利用者。

*平成25年度の人口は、外国人が含まれます。(以下、同じ)

表1-2 教育・保育施設の利用の推移（3歳未満）（人）

年度 (平成)	0～2歳児 の人口(A)	区内施設 定員(B)	区民利用者 計(C)	区内施設 定員率 (B) / (A)	利用率 (C) / (A)	認可保育園 申込み者数	待機児童数
20	7,924	2,068	2,152	26.1%	27.2%	1,210	108
21	8,354	2,141	2,359	25.6%	28.2%	1,319	121
22	8,594	2,352	2,643	27.4%	30.8%	1,465	60
23	8,773	2,657	2,872	30.3%	32.7%	1,445	61
24	8,964	3,055	3,212	34.1%	35.8%	1,558	47
25	9,416	3,346	3,445	35.5%	36.6%	1,650	58

表1-3 教育・保育施設の利用の推移（3歳以上）（人）

年度 (平成)	3～5歳児 の人口(A)	区内施設 定員(B)	区民利用者 計(C)	区内施設 定員率 (B) / (A)	利用率 (C) / (A)	認可保育園 申込み者数	待機児童数
20	7,033	6,429	6,471	91.4%	92.0%	305	7
21	7,138	6,554	6,578	91.8%	92.2%	225	2
22	7,449	6,795	6,837	91.2%	91.8%	306	6
23	7,675	7,109	7,080	92.6%	92.2%	243	0
24	8,046	7,415	7,440	92.2%	92.5%	307	3
25	8,360	7,608	7,605	91.0%	91.0%	371	4

第4章 計画の策定(基本事項)

1 教育・保育提供区域の設定

区は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定します。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

区は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。区に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、家庭的保育事業（保育ママ）、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

① 保育の必要性の認定区分

3－5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

3－5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0－2歳 保育の必要あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

② 年齢区分

(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期（年度別、施設型給付・地域型保育給付別）

区は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

① 教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定

区は、計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設および地域型保育事業を整備します。

3 地域子ども・子育て支援事業

区は、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

区は、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業量の見込み」を「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

利用者支援に関する事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。利用希望把握調査により把握した目標の事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

○しながわっ子 子育てかんがるープラン (保育課)

妊娠中の方から小学校就学前のまでの保護者を対象に、ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランを作成する支援を実施しています。

表2 しながわっ子 子育てかんがるープラン実績数 (件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
相談件数	193	221	259

(2) 時間外保育事業 (延長保育事業)

保育園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育時間を定められることになっています。小学校就学前の子供の保育に係る希望時間帯を勘案して、適切と考えられる目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

○延長夜間保育 (保育課)

勤務時間や通勤時間の都合で基本開園時間 (午前7時30分から午後6時30分) を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

表3-1 延長保育の実施園数 (か所)

実施時間	公立保育園	私立保育園
午後7時30分までの延長保育実施園	30	1
午後8時までの延長保育実施園	—	1
午後8時30分までの延長保育実施園	7	17
午後9時までの延長保育実施園	—	2
午後10時までの延長保育実施園	6	—
延長早朝保育の実施園	—	3
計	43	24

表3-2 延長保育の利用状況 (延べ人数) 公立のみ (ぷりすくーる西五反田除く) (人)

年度 (平成)	1時間延長	2時間延長	夜間	合計
24	69,789	22,074	4,633	96,496
23	66,955	23,700	5,346	96,001
22	66,713	24,410	5,390	96,513

(3) 放課後児童健全化育成事業（放課後児童クラブ）

小学校就学前の子どもに係る保育との連続性を重視して、放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

○すまいるスクール（子育て支援課）

放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、子どもが安全に学習や遊び、スポーツができる場所として、「すまいるスクール」を全小学校に開設し、学校や地域のボランティア、PTAの協力を得ながら、多彩な事業を展開しています。

表4-1 すまいるスクール登録数・登録率 (人)

	平成24年3月末		平成25年3月末	
	児童数	登録数	児童数	登録数
全児童数	13,178	9,316	13,230	9,320
1校平均	347	245	348	245
登録率	—	70.7%	—	70.4%

表4-2 すまいるスクール参加児童数（延べ人数） (人)

	平成24年3月末		平成25年3月末	
	平日	土曜	平日	土曜
全児童数	662,425	50,921	680,308	46,428
1日平均	2,736	1,002	2,788	960
登録参加率	29.4%	10.8%	29.9%	10.3%

(4) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育して行くことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。利用希望把握調査による利用希望量を勘案し、また他の子育て援助活動支援事業等による対応を考慮し、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

○子育て家庭在宅サービス事業・障害者自立支援法による給付（子育て支援課・障害者福祉課） 《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

表5 子育て短期支援事業（ショートステイ）事業実績数（子育て支援課） (人、日)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用者数	38	21	20
利用日数	97	77	84

《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かります。宿泊も可能。

表6 夜間養護等（トワイライトステイ）事業実績数（子育て支援課） (人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用者数	318	364	435
利用延回数	2,176	2,768	3,524

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、医学的にも乳児期早期は母親が育児不安を強く感じるため、保健センター等による家庭訪問を実施する事業です。出生数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

○すくすく赤ちゃん訪問事業（保健センター・子育て支援課）

生後4か月までの乳児のいる家庭助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。訪問を受けられなかった家庭にも、児童センター職員が民生児童委員等の協力を得て訪問し、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図っています。

表7 すくすく赤ちゃん訪問事業訪問件数等 (件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
訪問件数	2,256	2,455	2,672	
内訳	保健センター	2,142	2,402	2,642
	児童センター	114	53	30
出生通知票受理件数	2,245	2,387	2,505	
出生数	3,149	3,255	3,346	
訪問率	71.6%	75.4%	79.9%	

(品川区次世代育成支援対策推進行動計画（後期）主要事業の概要および実績：平成25年度主要事業カタログ)

※訪問率は、訪問件数を出生数で除した数値。

(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

当事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童および特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童の数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

○養育支援訪問（子育て支援課）

子育て支援センター（家庭あんしんセンター内）では、保健所・保健センター等の関係機関と連携して、親の不適切な養育態度、極度の養育不安等、子どもの健全な成長に懸念が持たれる家庭に対して、児童虐待の予防的支援を行います。

表8 養育支援訪問実績数

(件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
育児支援ヘルパー派遣	258	212	294
児童虐待予防的支援	303	373	299

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業として、① 交流の場の提供・交流促進、② 子育てに関する相談・援助、③ 地域の子育て関連情報提供、④ 子育て・子育て支援に関する講習等があります。利用希望数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

○地域子育て支援センター（子育て支援課）

- ・子育て相談事業—地域の子育て家庭に対する相談・援助、子育てに関する情報の提供を行います。
- ・地域組織化活動事業—地域子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

表9-1 地域子育て支援センター実績数

(人、件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
延べ利用者数	7,722	8,837	6,990
子育て相談件数	49	59	50

○チャイルドステーション（子育て支援課）

児童センターや保育園、幼稚園を子育てに関する相談が気軽にでき、仲間同士での交流や情報交換のできる「チャイルドステーション」として登録し、妊娠期から地域の身近な施設として子育て支援をしていきます。

表9-2 児童センターにおけるチャイルドステーション事業の実施施設数・登録者数 (か所、人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施施設数	25	25	25
登録者数	1,243	1,149	1,323

(品川区次世代育成支援対策推進行動計画（後期）主要事業の概要および実績：平成25年度主要事業カタログ)

○地域交流室ポップンルーム（保育課）

在宅で子育て中の就学前の乳幼児と保護者の方を対象に地域交流室を開放しています。交流室は、荏原保健センター内にあります。保育士が見守り、安全・安心で衛生的に行っています。

表 9-3 地域交流室ポップンルーム実績数

(人、日)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
延べ利用者数	4,685	4,640	5,128
実施日数	243	246	246

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。利用希望把握調査による利用希望量を勘案し、また他の子育て援助活動支援事業等による対応を考慮し、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

○預かり保育（保育課）

区立幼稚園では、教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化に伴う社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行っています。

表 10-1 区立幼稚園預かり保育実施施設数・延べ利用者数

(か所、人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施施設数	6	5	5
延べ利用者数	5,747	4,148	5,767

表 10-2 幼保一体施設預かり保育実施施設数・延べ利用者数

(か所、人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施施設数	4	5	5
延べ利用者数	26,538	28,373	30,514

表 10-3 私立幼稚園預かり保育（きんだあくらぶ）補助金対象園数

(か所)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
補助金対象園数	7	7	7

(品川区次世代育成支援対策推進行動計画（後期）主要事業の概要および実績：平成 25 年度主要事業カタログ)

○一時保育（保育課）

区内在住の保護者が病気や出産、就職活動などで、子どもの保育ができない時に一時的に公私立保育園で預かる制度です。

表 1 1 一時保育の利用実績

(件)

保育事由	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
死亡・行方不明	1	0	1
入院・通院	230	164	166
看護	35	34	5
葬儀	0	0	0
災害	0	0	0
その他	186	249	199
合計	452	447	371
延べ日数	2,248	2,036	1,693

○生活支援型一時保育（オアシスルーム）（保育課）

在宅で子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物等、臨時的・短期的な就労の理由で一時的な保育を希望される場合に時間単位の一時的預かりを行い、在宅子育て家庭の負担軽減と保護者のリフレッシュを図ります。

表 1 2 生活支援型一時保育（オアシスルーム）の実施場所数・延べ利用者数

(か所、人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施場所数	8	8	8
延べ利用者数	10,845	11,774	12,857

(品川区次世代育成支援対策推進行動計画（後期）主要事業の概要および実績：平成 25 年度主要事業カタログ)

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、および保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。利用希望把握調査による利用希望量を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

○病児保育（保育課）

区内在住で、保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気なため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関で一時的に預かります。

表 1 3 病児保育の実施施設数・延べ利用者数

(か所、人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施施設数	2	1	2
延べ利用者数	857	241	271

(品川区次世代育成支援対策推進行動計画（後期）主要事業の概要および実績：平成 25 年度主要事業カタログ)

○病後児保育（保育課）

区内在住で、保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気の回復期のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを保育園で一時的に預かります。

表 1 4 病後児保育の実施施設数・延べ利用者数 (か所、人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施施設数	4	3	4
延べ利用者数	1, 195	1, 185	1, 261

(品川区次世代育成支援対策推進行動計画(後期) 主要事業の概要および実績：平成 25 年度主要事業カタログ)

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

○ファミリー・サポート事業（子育て支援課）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助できる人（提供会員）の会員組織「ファミリー・サポート・センター」を区内2ヶ所に設置し、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。

表 1 5 ファミリー・サポート・センター活動状況

① 平塚ファミリー・サポート・センター

(人、件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
提供会員数	224	234	229
依頼会員数	1, 386	1, 581	1, 708
提供兼依頼会員数	31	29	24
活動件数	3, 463	3, 746	3, 739

② 大井ファミリー・サポート・センター

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
提供会員数	162	170	190
依頼会員数	782	921	1, 085
提供兼依頼会員数	17	21	21
活動件数	2, 783	3, 129	3, 791

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦検診）

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。出生の届出や母子手帳の発行件数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

○妊婦健康診査（健康課）

妊婦の健康管理と流産・早産の防止、母・児童の障害予防を目的として、専門医療機関に委託して健診を実施しており、1妊娠期間中、妊婦健康診査を14回までと、超音波検査を1回の公費助成を行っております。

表16 妊婦健康診査（指定医療機関実施） (枚数)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
妊婦健康診査 (1回目受診票)	3,433	3,448	3,702
妊婦健康診査 (2～14回目受診票)	32,994	33,550	35,983
超音波検査受診票	2,917	2,871	2,964

(品川区健康福祉事業部資料：2013年度版)

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容

認定こども園の設置数、設置時期と普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割および推進方策、幼保小連携の取組の推進、幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携に関することを記載します。

第5章 計画の策定(その他の事項)

1 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

区は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

2 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する東京都との連携

区は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、東京都が行う施策との連携を図るとともに、区の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

区は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、東京都、地域の企業、労働者団体、東京都労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、区内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、区民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要であると考えます。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげていきます。